

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理
(申請の流れケース①)

ケース①発災時（資材のみ給与する場合）

**被災者自身での施工は危険を伴います。
経験のない方は、必ず高所作業経験者と
2人以上で実施してください。**

災害救助担当部局及び住宅部局（連携）

①建築団体・企業
等への協力要請

②調整・委任

③被災者の把握

④被災者への周知

・ホームページ
・広報誌への掲載
・SNSでの情報発信
など

⑥申込の報告

被災市町村（委任された市町村）

①建築団体・企業
等への協力要請

③被災者の把握

④被災者への周知

・ホームページ
・広報誌への掲載
・SNSでの情報発信
など

⑤現場確認又は写真判定

・申込書
・資材受領書
・写真（判定
時のもの）

⑦資材の現物給与

屋根等に被害を受けた被災者

DIY又はボランティアによる施工

※資材の給与は、資材費のみが救助の対象となる。
（被災者が直接購入した資材は対象にはならない。（現物
給付のみ））